特に重要なお知らせ(重要事項説明)

太陽生命の「勤労者財産形成貯蓄積立保険」(契約概要)

2018年12月現在

この契約概要は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また「ご契約のし おり・約款」についてもご確認ください。

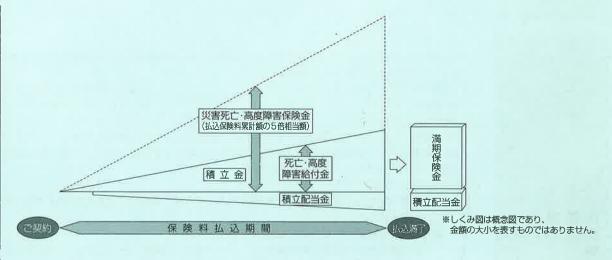
商品の正式名称

「勤労者財産形成貯蓄積立保険」です。

商品の特徴

この保険は、勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形貯蓄専用の商品であり、貯蓄機能に加え、保険期間中に不 慮の事故で死亡したり高度障害状態に該当したときは、払込保険料累計額の5倍相当額の保険金をお支払いする保証 機能も備えております。

商品のしくみ



期 間 保 険

契約日から起算して3年以上40年以下とします。

加 資 格

保険契約者は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者(職業の種類を問わず、事業主に雇用される者)とします。 役員(兼務役員を除く)、事業主および同一生計家族はご契約できません。 ご契約年齢は満15歳以上です。

保険契約関係者

保険契約者、被保険者および満期保険金受取人は、同一の勤労者であることを要します。

保険料の払込

保険料の払込は、事業主が、賃金から控除し定期的に払い込むこととします。

毎月払、賞与払およびそれらの併用があります。

払込保険料累計額は、3.000万円を限度とします。

保険金等の 支払い

○満期保険金

被保険者が保険期間満了の日に生存しているときは、保険期間満了の日における積立金を満期保険金としてお支払 いします。

○災害死亡・災害高度障害保険金

被保険者が責任開始日以降に発生した災害・不慮の事故・第三者の加害行為等を直接の原因として事故の発生した 日から起算して180日以内に死亡しまたは所定の高度障害状態に該当したときは、その事故の発生時における保 険料累計額の5倍相当額をお支払いします。

死亡・高度障害給付金

被保険者が保険期間中に死亡または責任開始日以降に所定の高度障害状態に該当したときは、死亡日または高度障 害日における積立金をお支払いします。

ただし、災害死亡保険金・災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。

ご契約後、短期間で解約されますと払込保険料累計額より少ない場合があります。

金 ၈ お 払 U ご契約後2年目から契約者配当金が生じた場合、当社所定の利率で積み立てておき、満期保険金等の支払時にあわせ てお支払いします。

なお、毎年の契約者配当金は経済情勢等により変動(増減)し、決算実績によっては0となる年度もあります。

解約返戻金のお支払い

返戻金額例表は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 お払込いただく保険料は生命保険料控除の対象にはなりません。

税務上のお取扱い (2018年12月1日現在)

満期保険金、解約返戻金に積立配当金を加えた金額から払込保険料累計額を差し引いた金額が課税対象となり、20% 源泉分離課税扱となります。また、2013年より、納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税としてあわせて 源泉分離課税されます。

災害死亡保険金、死亡給付金は相続税の対象となります。

災害高度障害保険金、高度障害給付金は非課税扱となります。

引受保険会社

太陽生命保険株式会社

特に重要なお知らせ(重要事項説明)

太陽生命の「勤労者財産形成貯蓄積立保険」(注意喚起情報)

2018年12月現在

この注意喚起情報は、ご加入の申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、 内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また「ご契約のしおり・約款」についてもご確認くだ さい。

クーリング・オフ制度

「勤労者財産形成貯蓄積立保険」のお申込みにはクーリング・オフ制度は適用されません。

責任開始日

保険金等が

支払われない

保険契約のお申込みを承諾し、保険契約者を雇用している事業主が第1回保険料相当額を保険契約者の賃金から控除 した日から保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結等の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。した がいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

○免責事由に該当した場合

つぎのような場合には災害死亡保険金または災害高度障害保険金のお支払事由が生じても保険金をお支払いできま せん。この場合は、死亡・高度障害給付金をお支払いします。

・被保険者の故意または重大な過失

・受取人の故意または重大な過失

被保険者の犯罪行為

- ・被保険者の精神障害を原因とする事故
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

○責任開始日前の疾病や災害

責任開始日前の疾病や災害を原因とする場合には、災害死亡保険金、災害高度障害保険金または高度障害給付金を お支払いできません。

○重大事由により保険契約が解除された場合

- つぎのような重大事由で保険契約が解除となった場合は、保険金・給付金をお支払いできません。
- この場合、所定の返戻金をお支払いします。
 - ①保険契約者や受取人等が保険金・給付金を詐取する目的で事故(未遂を含みます)を起こした場合
- ②受取人に保険金・給付金の請求に関して詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- ③保険契約者や受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④当社の保険契約者または受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③と同等の 重大な事由がある場合
- ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約者または受取人による詐欺の行為を原因として契約が取消しとされた場合、または、保険契約者に災害死 亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的があり契約を無効 とされた場合。

この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻ししません。

解約について

信用リスクについて

解約されたものとみなされる場合

保険契約者が退職・転任その他の理由により勤労者でなくなり、その後保険料が払い込まれないまま2年を経過した 場合等関係法令および約款により要件違反となった場合。

保険金・給付金の 支払に関する手続 き等の留意事項

- ・お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金のお支払事 由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみや かに団体窓口にご連絡ください。
- ・お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契 約のしおり・約款」に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- ・保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の保険金・給付金などのお支払事 由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

生命保険協会に おける「生命保険 相談所」について

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に 関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受け しております。

(ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を 経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険 相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

太陽生命保険株式会社 企業年金課 受付時間 9時~17時(土・日・祝日・年末年始を除く) TEL 0120-98-1502 (通話無料、IP電話の一部は利用不可) / 03-3272-6230